

## 教育・保育施設の利用定員について

幼保連携型認定こども園 4 施設について、定員を変更する申請がありましたので、以下のとおり報告します。

## (1) 利用実態に応じた定員数にするため令和 8 年 4 月 1 日から変更

施設名	区分	認可 定員 (人)	利用定員 (人)				計
			3号		2号	1号	
			0歳	1・2歳	3～5歳		
花川南 認定こども園 (幼保連携型)	変更前	240	9	42	69	75	195
	変更後	240	9	42	69	30	150
	増減	0	0	0	0	△45	△45
認定こども園 くるみ保育園 (幼保連携型)	変更前	55	3	6	21	15	45
	変更後	55	3	6	11	10	30
	増減	0	0	0	△10	△5	△15
石狩仲よし 認定こども園 (幼保連携型)	変更前	120	9	32	49	15	105
	変更後	120	9	30	51	10	100
	増減	0	0	△2	2	△5	△5
花川マリア 認定こども園 (幼保連携型)	変更前	135	5	14	21	45	85
	変更後	135	6	17	27	25	75
	増減	0	1	3	6	△20	△10

	3号 0歳	3号 1・2歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳	計
利用定員 増減数 計	1	1	△2	△75	△75

<参考>

## 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について

### 1. 概要

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として「確認」することにより、給付による財政支援の対象となります。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなります。

### 2. 利用定員の設定

#### (1) 教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

特定教育・保育施設であることの確認は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）の規定により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分（1号・2号・3号）ごとの利用定員を定めて市が行います。

#### (2) 地域型保育事業者（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

特定地域型保育事業者であることの確認は、地域型保育事業を行う事業所ごとに3号認定子どもの利用定員を定めて市が行います。

### 3. 利用定員設定の考え方

(1) 教育・保育施設の利用定員は、20人以上です（幼稚園は適用なし）。地域型保育事業については、家庭的保育は1人以上、小規模保育は6人以上です。

(2) 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定されます。

(3) 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。

- ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することとします。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れが可能です。（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
- ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の調整の対象となり、（減算措置）利用定員増の監督の対象となります。
- ・年度当初から利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合や利用定員を上回る状況が恒常化している場合には、適切に利用定員を見直します。